

希望がかなう少子化対策についての提言

近畿ブロック知事会

令和元年12月

希望がかなう少子化対策について

現在、我が国の少子化はとどまる気配はなく、国の閉塞感につながる危機的な状況に直面している。少子化対策は、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正する地方創生の取組を深化させるとともに、国民一人ひとりが活躍できる社会づくりを進める上で重要である。政府は、低所得者向けの新婚生活に対する経済的支援や不妊治療の支援の拡充、子ども・子育て支援の強化などに取り組んでいるが、「希望出生率 1.8」の実現に向けては、国民の結婚、妊娠、子育てなどの希望がかなう環境の整備が必要であり、少子化の克服に向け、中長期的に取り組んでいく必要がある。

少子化社会対策大綱では、平成 27 年度から 5 年間を「少子化対策集中取組期間」と位置づけており、出生率を回復させた諸外国の例も参考に、未来への投資として、これまでの延長線上にない規模の少子化対策を講じるための財源を確保するとともに、地方の創意工夫を生かす対策が実施される必要がある。

また、すべての子どもができるだけ家庭的な環境で養育されるよう、社会的養護において、里親制度や養子縁組をはじめとする家庭養育の提供を優先的に進める必要がある。

少子化対策は待ったなしであり、早急に具体的な施策の立案やそれを実現するため、次の事項について提言する。

1 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

- (1) 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、またニッポン一億総活躍プランの加速化を図るため、これまでの延長線上にない規模の少子化対策を講じるための財源を確保するとともに、特定扶養控除の対象拡大・上乗せ額の増額など、多子世帯をはじめとする子育て家庭の負担を緩和するための具体的な措置を早急に講じること。
- (2) 少子化対策は長期にわたって取り組む必要があることから、「地域少子化対策重点推進交付金」について、予算総額の確保と当初予算の増額に努めるとともに、男性の育児休暇や育児休業の取得を飛躍的に向上させる取組について、複数年度にわたって実践できる仕組みとすること。

2 ライフデザイン教育の推進

価値観やライフスタイルが多様化する中で、小中高生、大学生や企業の若手社員に対し、家庭生活や家族の大切さを伝えるとともに、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自ら主体的に適切な判断ができるよう、発達段階に合わせた教育を全国的に進めること。

3 就職等の支援

結婚・出産・子育ての希望をかなえるためには女性や若者が安定した職に就き、働き続けられることが重要なため、地域の実情に応じた就職支援や職業訓練、企業における正社員転換のためのキャリアアップ支援、職場定着にむけた取組などの充実を図ること。

4 出逢いの支援

企業や団体等を含めた地方における出逢い支援の取組に対して引き続き財政支援を行うとともに、地方が独自に設置した出逢い支援組織等について、取組が継続できるよう経常的な運営費等へも新たに財政支援等を行い、国として出逢い支援を積極的に進めるという姿勢をより強力に示すこと。

5 不妊に悩む家族への支援

- (1) 特定不妊治療や人工授精に対する医療保険適用等経済的支援の拡充を図るとともに、不育症に

- 対する助成制度を創設すること。
- (2) 多様な治療方針に対応できるよう、特定不妊治療費助成の対象となる治療の範囲を見直すこと。また、法律上の夫婦に限定している対象者のあり方について早急に検討を進め、整理すること。
- (3) 医療機関における相談支援の充実を図るため、不妊症看護認定看護師資格の取得について支援すること。
- (4) 小児・思春期・若年がん患者の妊娠性（生殖機能）温存治療（精子・卵子・卵巢の凍結）への経済的支援の制度を創設すること。
- (5) 仕事をしながら不妊治療が受けられるよう、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、治療に関する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促し、企業における休暇制度の導入を働きかけること。
- (6) 医療と福祉が連携し、不妊に悩む家族に対して、不妊治療だけでなく、子どもとの生活を育む方法として、「特別養子縁組」という選択肢があることを提示するとともに、コーディネーターが家族の意思決定を支援する道筋を示す仕組みを構築すること。

6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- (1) 市町村において、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するために、都道府県が市町村に対して行う情報提供や助言等の取組に対して財政的な支援を充実すること。
- (2) 平成29年度創設された「産婦健康診査事業」の財源の確保をはかり、すべての市町村を対象とした補助制度とすること。産婦健診に併せて新生児（2週間・1か月）の健診費用についても実情に応じた費用助成を行うこと。
- (3) 特定妊婦に対し、第1子妊娠時から母子生活支援施設入所を可能とする制度改正を行うこと。

7 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- (1) 助産師の確保および養成に向けて、助産師出向システムの制度化の推進や助産師の人員配置に関する基準の明確化を行うこと。
- (2) リスクの高い妊産婦の分娩管理や、新生児に対する集中治療等の周産期医療を提供する医療機関に対する補助制度を拡充すること。
- (3) N I C U等長期入院児の在宅医療を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

8 子ども医療費助成等の制度化

- (1) 子育て家庭の医療費に係る経済的な負担軽減を図るため、子どもに対する医療費助成を国として制度化すること。
- (2) 地方自治体が独自に実施している助成制度（医療機関の窓口での負担軽減（現物給付））に対する国民健康保険の国庫負担金の減額措置については、未就学児までだけでなく、すべて廃止すること。
- (3) 国民健康保険の保険料は、応能割と応益割で構成され、被用者保険にはない応益割は、世帯に均等に課される平等割と、所得のない子どもも含め被保険者に均等に課される均等割から成るため、子どもが増えると保険料が増加する仕組みになっている。医療保険制度間の公平と、子育て世代の負担軽減を図るため、子どもにかかる均等割保険料の軽減措置を設けるとともに、軽減に要する経費は国費で確実に対応すること。

9 幼児教育・保育の充実

(1) 子ども・子育て支援新制度の推進について施設型給付における地方単独費用部分の廃止を含む必要な財源の確保および実施主体である市町の取組について十分な支援を行うこと。

特に、幼児教育・保育の無償化について、令和2年度以降必要となる地方財源について、一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置するなど、国の責任において必要な財源を確保するとともに、その実施に当たっても、地方交付税による確実な財政措置や認可外保育施設の質の確保などの課題について、地方と十分協議すること。

また、無償化により新たな教育・保育の需要が喚起されることが想定されるため、同時に施設整備や保育士確保による受け皿の整備を進める必要があり、地方自治体が地域の実情に応じて取組を推進できるよう、十分な財政措置を行うこと。

(2) 平成29年度に構築されたキャリアアップの仕組みによる保育士等の待遇改善制度について、現場の状況に応じたより柔軟な対応が可能となるよう見直すとともに、要件とされている研修受講を促進するため、十分な代替職員の配置を可能とするなど受講しやすい環境づくりを支援すること。また、新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保のため、待遇改善の統一した仕組みを国が明確に示すとともに、新制度に移行した私立幼稚園と同様、園に負担を求めない仕組みとなるよう制度改善を図ること。

(3) 待機児童となりがちな低年齢児の入所を可能とするため、年度当初から職員の加配ができるよう保育所や認定こども園の施設型給付など公定価格を見直すこと。

(4) 発達障がいなどを含む特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策の充実を図ること。

(5) アレルギーやハラールなどへの対応が必要な子どもが増えていることから、安全で安心な給食を提供するため、十分な調理員配置が可能となるよう、配置基準の見直しや加算の仕組みを設けるなど、公定価格の見直しを図ること。

(6) 私立幼稚園における特別支援教育の一層の充実を図ること。

(7) 自然保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の、地域の特性に応じた普及啓発や人材育成を進めること。

10 家庭の教育力向上への支援

(1) 「地域における家庭教育支援基盤構築事業」の国の補助率を1/3から2/3に引き上げるとともに、補助対象の拡大など制度の弾力化を図ること。

(2) 「教育と福祉の連携による家庭教育支援事業」について、地方の課題により対応できるような地方からの自由な企画提案事業を採択する制度の導入や一都道府県あたりの配分額の増額を図るとともに、制度を恒久化すること。

11 放課後児童対策の推進

(1) 「放課後子供教室」及び「放課後児童クラブ」の国負担割合を1/2まで引き上げること。

(2) 放課後児童クラブを安定して運営するため、以下の措置を求める。

- ① 補助要件の開設日数（250日以上）を緩和すること。それが難しい場合には、特例分（開設日数：200～249日）の補助基準額や長期休暇等分の加算などの補助制度を見直すこと。
- ② 長時間開所加算（平日分）について、5時間を超えた時間について、加算されるよう緩和すること。
- ③ 放課後児童支援員以外に事務担当職員を配置できるよう、加算の仕組み等を創設すること。

- (3) 小規模な放課後児童クラブが運営できるよう、10人未満のクラブを補助対象とするにあたり、条件（「山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している、または、厚生労働大臣が認める場合」）を付さないこと。
- (4) ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。
- (5) 里親に委託されている児童が放課後児童クラブを利用する場合の費用徴収については、保育所入所と同様に徴収を免除すること。
- (6) 放課後児童クラブの利用ニーズの高まりを受けて、1単位あたりの利用人数が増加傾向にあることから、配置される放課後児童支援員の人数増加に対応できるよう、放課後児童支援員キャリアアップ待遇改善事業における基準額の上限を撤廃すること。

12 子育てを支える地域社会づくり

- (1) 地域で祖父母世代などを対象とした子育て家庭を応援する取組が進む環境づくりに取り組むこと。
- (2) 地域社会全体で子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支えるという機運の醸成を図るために、各都道府県等が進めている子育て支援パスポート事業の全国共通展開について、国民への周知及び参加企業の拡大について取組を強化すること。

13 男性の育児参画の推進

- (1) 子育てに男性が積極的に関わることができる環境づくりや具体的な取組が進むよう、地方が実施する男性の育児参画の取組に対する財政的支援を行うとともに、「イクボス」の取組等、企業等に対する働きかけを強めること。
- (2) 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児参画が重要であることから、育児休業はもとより、産前産後の育児休暇の取得促進に向けて積極的な広報を行うなど、機運の醸成に努めるとともに、時間単位等の休暇が取得できる制度等を拡げるため、導入する企業等への支援を行うこと。
- (3) 企業に向けた両立支援等助成金について、「対象となる育児休業連続日数の短縮」や「2人目以降の低減廃止」など要件を緩和するとともに、必要な財源を確保すること。また、従業員を対象とする育児休業給付金等も合わせて、男性の育児休業を促進する諸制度を分かりやすく周知すること。

14 育児休業取得者に対する経済的支援の拡充

- (1) 育児休業の更なる取得促進ならびに育児休業期間中の経済的安定を図るため、育児休業給付金給付率の引き上げ期間を育児休業終了時まで延長すること。
- (2) 第1子の育児休業から職場復帰後、短時間勤務を利用している期間（子が3歳まで）に次の子を出産し、育児休業を取得した場合の育児休業給付金は、短時間勤務の賃金による算定となり減額されることから、フルタイム勤務の賃金水準による給付額を支給し、育児休業中の支援策を拡充すること。

15 企業における働き方改革の取組促進

働き方改革に取り組むことは、仕事と家庭との両立を実現し、子育てしながら働き続けられる職場づくりにつながるとともに、企業にとっても生産性の向上や従業員の定着、優秀な人材確保につながることから、特に中小企業・小規模企業の取組が一層促進されるよう財政措置を講ずるなど支援を強化すること。

16 社会的養育推進に向けた基盤の強化

- (1) 児童相談所の増設など、地域の実情をふまえて取り組む児童相談体制の強化に対して、適切に地方交付税を積算するとともに、地方交付税の総額を確保する等財政支援を行うこと。また、児童福祉司等の専門の養成・研修機関の設置など国主導による人材確保と育成システムを構築するなど、体制強化のための支援の充実を図ること。
- (2) 国が主体となってA I技術を活用した虐待対応に資するツールの開発を加速化させるとともに、モデル事業の創設など地方が技術を導入する際の財政的支援を強化し、国と地方の連携による推進体制を整備すること。
- (3) 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国として子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。
- (4) 新たに里親養育包括支援（フォースタリング）業務に取り組もうとする施設や団体、N P Oが円滑に事業を開始できるよう、事業準備期間に要する経費（専門人材を養成する期間における代替職員に係る人件費の補填、地域事情に応じた取組の導入に向けた検討、関係機関とのネットワークの構築など）に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例的な嵩上げ措置など制度推進に向けてインセンティブを与える制度を創設すること。
- (5) 支援に高い専門性が求められる子どもの委託が増加している傾向をふまえ、支援の必要性の判断基準を明確に定めた上で、児童虐待・DV 対策等総合支援事業費補助金の「里親養育包括支援（フォースタリング）事業」に、専門性の高い支援が必要な児童を養育する里親への支援メニューを新たに加えるとともに、里親手当等の加算などを検討すること。また、里親養育包括支援（フォースタリング）が永続的、安定的に行えるよう、児童福祉法上に位置付けるとともに、施設においてフォースタリング事業のため配置する職員を措置費の加算の対象とすること。
- (6) 里親制度の普及・促進に向けては、児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組を財政面から支援する制度を創設すること。
- (7) 施設の従来の努力が発展的に引き継がれる形で、施設の専門性の向上や高機能化および多機能化・機能転換、小規模化、地域分散化に生かせるよう、さらなる具体的な支援策を構築すること。また、施設の小規模化を進める上で、定員については地域の実情に応じた設定とすること。
- (8) 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、地域小規模児童養護施設および委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置の充実および1ユニットあたりの児童定員の縮減を図るとともに、小規模化した施設において緊急的に措置児童を受け入れなければならない場合における入所定員の柔軟な運用を行うこと。また、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が利用できるようにすること。
- (9) 乳児院および児童養護施設における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うこと。
- (10) 高校生の部活動に要する経費については、中学生の場合と同様に支弁の対象とすること。
- (11) 児童養護施設退所後の円滑な自立を支援するため、入所中から退所後まで一貫した支援を行う職員を児童養護施設に恒常に配置できるよう、措置費の見直しを行うこと。

17 発達支援が必要な子どもへの対応

- (1) 幼稚園、認定こども園、保育所で発達障がい児等に対する適切な早期支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を市町村が養成し配置できるよう、地域生活支援事業に長期の研修派

遣等の支援メニューを追加するとともに、予算額の十分な確保に努めること。

- (2) 発達障がいが疑われる児童が地域において専門的な医療を早期に受けられるよう、専門的医療機関の確保のため、小児科医や精神科医が発達障がい児を診察した際の診療報酬を見直すこと。

18 子どもの貧困対策

- (1) 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、国において地域の子どもの貧困率などが分かるような調査を実施するとともに、地域子供の未来応援交付金の当初予算規模の拡大及び対象事業の拡大などにより、地方自治体が地域の実情に応じて行う施策への十分な財政支援を行うこと。
- (2) 家庭の経済状況にかかわらず子どもたちが学習する機会を得て希望する進学につなげることができるように、自治体が実施する子どもの学習支援事業に対する財政的な支援を強化すること。
- (3) ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付額を増額すること。
- (4) ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるための「児童扶養手当」の支給額の増額を図ること。
- (5) ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。(再掲)
- (6) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置拡充や、人材の養成及び確保に向けた取組の充実に係る予算について、十分な額の確保を図ること。
- (7) 児童養護施設退所後の円滑な自立を支援するため、自立支援資金貸付金の返還免除期間(5年間の就業継続)を短縮し、退所者等の負担軽減を図ること。
また、返還免除となった場合、現状では貸付金（免除額）が本人の一時所得として課税されることになっていることから、非課税となるよう税制改正を早急にされたい。

令和元年 12 月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉 本 達 治
三重県知事	鈴 木 英 敬
滋賀県知事	三日月 大 造
京都府知事	西 脇 隆 俊
大阪府知事	吉 村 洋 文
兵庫県知事	井 戸 敏 三
奈良県知事	荒 井 正 吾
和歌山県知事	仁 坂 吉 伸
鳥取県知事	平 井 伸 治
徳島県知事	飯 泉 嘉 門